

『権利のための闘争』と『強者の権利の競争』

——加藤弘之のイエーリング解釈をめぐって——

堅田剛

一 優勝劣敗是天理

加藤弘之は挑発的な思想家である。彼は『人権新説』（明治一五／一八八二年）において天賦人権論を攻撃し、次いで『強者の権利の競争』（明治二六／一八九三年）において権利＝権力説を展開した。この二つの著書をつなぐのは進化論的な権利論であるが、これはイエーリングの『権利のための闘争』から着想を得たものであった。いったい加藤は『権利のための闘争』をどのように読み、いかにして『人権新説』と『強者の権利の競争』を書いたのか。

『人権新説』の扉には、加藤自身の筆で「優勝劣敗是天理矣」となる題辞が掲げられている。それに加えて、洋上を疾駆する帆船と空中に浮遊する城郭の絵が描かれている。蜃氣楼のごとき城郭には「天賦人権」の文字が白抜きで添えている。加藤にとって、天賦人権説は実体を欠いた空理空論にすぎないのである。これに対して権利強力

説はまさに順風満帆、空中楼閣に惑わされることなく大海原を駆け巡る。

『人権新説』の意図するところは、すでに扉において過剰なほどに提示されている。そのせいかどうか、肝腎の思想内容にはこれまで正面からの検討がなされてこなかった。出版後ただちに版が重ねられ、民権論の側から多くの反論が集中したにもかかわらずである。『人権新説』の背景にはイエーリングの権利論があるのに、加藤の批判者たちがはたしてイエーリングまで読んでいたか、これはきわめて疑わしい。あるいはイエーリングに目を向けたとしても、『権利のための闘争』が権利論である以上に政治的闘争の書であるとの視点は、今日にいたるまで案外に見落とされている。けれども、『権利のための闘争』は人権思想の啓蒙書などではない。むしろ天賦人権説への闘争宣言なのである。加藤弘之が着目したのもまさにこの点であった。

とはいえ、『人権新説』は天賦人権説批判の書であるが、加藤自身がかつては熱心な天賦人権論者であったことも指摘しておかねばならない。加藤には『真政大意』（明治三／一八七〇年）および『国体新論』（明治五／一八七二年）という著作があり、これはいすれも天賦人権説に依拠した啓蒙主義的な政治論であった。ところが明治四年の秋になって、突如として前記二著の絶版が内務省当局に届け出られた。いわゆる加藤の「転向」である。これにつき、彼は次のような証言を残している。

「其筋より内命を以て右国体新論は速に絶版すべし、若し又自分にて絶版せざるならば政府より絶版を命ずべしとの説論がありました。然る所小生は既に数年前より進化説を信ずる事となって、最初信仰の天賦人権説は最早空想論として全く取らぬことであった故、従来著述したる書は大抵取消さねばならぬ事になつて居りましたが、従来の著述を取消すには、まず新主義の著書を出ださねば不都合である故、取急ぎ新主義の著述に従事して居る

最中に右国体新論絶版の内論が出でました。誠に都合の悪き時でありましたが、併右の次第で仮令内論なくとも国体新論の如きは全く小生の新主義とは正反対のものである故、速に自分にて絶版いたしました。」

加藤の告白はまことに率直である。「転向」が当局の圧力によるにせよ自発的なものであつたにせよ、ここには心情が正直に吐露されている。結果的には絶版の内論が先行したとはいえ、加藤はもともと『国体新論』についての自己批判を、新主義の著述たる『人権新説』の出版をもつて公的になそうとしていた。けつしてなしくずしの転向であったのではない。吉田曠二の表現によれば、こうした思想的誠実さのうちに加藤の「学者的良心」を見出すことができる。⁽²⁾ 加藤は「主義の変化」を隠すことなく、旗幟を鮮明にしたうえであえて挑発的な書物を著した。

さて『人権新説』の構成と内容である。この書物は第一条から第三十八条にいたる節からなつており、これが大きく三つの章に分かれている。すなわち、「第一章 天賦人権ノ妄想ニ出ル所以ヲ論ス」「第二章 権利ノ始生及ヒ進歩ヲ論ス」「第三章 権利ノ進歩ヲ謀ルニ就テ要スヘキ注意ヲ論ス」の三つである。以下にその概要を記す。

まず天賦人権説批判たる第一章において目につくのは、物理的学問と心理的学間に貢献した西洋硯学の列挙である。学問の体系を物理と心理に二分する仕方は西周を踏襲したものであろうが、前者は自然科学に該当し、後者は「哲学政学法学等」の人文科学ないし社会科学に対応する。加藤の挙げる主な人物とは、物理的学問では拉魔克（ラマルク）、来埃耳（ライエル）達賓（ダーウィン）など、心理的学問では伯克爾（バッブル）、斯辺撒（スペンサー）、西弗列（シェフレ）、伊埃林（イエーリング）などである。したがつてこのかぎりでは、イエーリングにいまだ特權的な地位が与えられているわけではない。逐一検討する余裕はないが、彼らに共通するのは妄想主義に対する、実理主義もしくは進化主義的な方法論である。

進化論の立場からすれば、天賦人権説は事実による証明を欠いた妄想にすぎない。加藤の批判はあいぱいの点に集中する。

「天賦人権論トヘ、妄想論者ノ説ニ拠ルニ、即吾人々類カ人々個々生レナカラニシテ固有スル所ノ自由自治ノ権利ト平均一ノ権利ニシテ、實ニ造化ノ賦与スル所ニ係ルモノナレバ、此権利ハ他ヨリ敢テ犯スヲ得ス、敢テ奪フヲ得サルモノナリト云フ。而テ妄想論者ハ此権利ヲ原権若クハ天賦人権或ハ單ニ人権ト称ス（拉丁語ニ jura innata, jura connata, 仏語ニ Droits de l' Homme, Droits humains, 英語ニ Right of man, 独逸語ニ Utrecht, Fundamentalrecht, Angeborenes Menschenrecht, ドイツ）」⁽⁴⁾

「天賦人権」とは、造化の神より人間に与えられた、生まれながらの固有の権利である。この権利は自由自治および平等均一を内容とし、他人が侵すことも奪うこともできない。加藤もまた、天賦人権思想がかつてヨーロッペを席巻するなどの勢力を得たことは認める。ただし、それはとうてい実証には耐えず、おひばら学者の妄想に由来する「蜃氣楼」のいふきものであった。⁽⁵⁾

加藤によれば、「古来未曾有の妄想論者」とは蘆騒（ルソー）を指す。ルソーの民約論つまり『社会契約論』は、十八世紀末にアメリカの独立戦争とフランスの市民革命を引き起した。ただし、ひとしく天賦人権主義を奉じたとはいえ、アメリカ人はイギリス人と同様に穏健な政体をめざしたが、フランス人は過激に走って、「人民多数ノ選挙ヲ得タル共和政府ハ恣ニ君主ヲ弑シ貴族僧徒ヲ屠リ、遂ニ前古無比ノ暴政ヲ施ス」ことになった。⁽⁶⁾

天賦人権主義とはいっても、イギリスないしアメリカのそれは「自由自治」型であり、フランスの場合は「平等

均一」型である。そして加藤の目は自由論よりは平等論に対しても厳しい。彼の批判はルソーとその一派にこそ向けるのである。

では、天賦人権主義に対抗しうる新たな権利論とはなにか。加藤の場合、いうまでもなくそれは進化主義である。ただし、ダーウィンやスペンサーなど本場イギリスの進化論というよりは、傍流ながら、ドイツ型の進化論からの影響とみたほうがよい。進化論的な権利論の観点からみるかぎり、ここにイエーリングの特別の位置がある。『人権新説』の第一章を閉じるにあたって、加藤はイエーリングの権利論につき詳しい言及を試みる。

「又其後伊埃林氏（独逸人）カ著セル権利ノ眼目ヲ論シタル書ヲ読ミシニ、其書中権利ト権力トノ関係ヲ論セル部ニ権力ハ素ト天然ニ出ルモノニシテ権利ハ権力ヨリ始メテ生シタルモノナルノ理ヲ説ケリ。其大意ヲ挙クレハ凡ソ権利ナルモノハ強權者カ自己ノ真利益ヲ求メンカ為メニ、自ラ己レカ権力ヲ節限シテ中生適度トナシタルヨリ始メテ生シタルモノナレハ、権利ハ権力ヨリ生シタルモノナルヲ知ルヘシ。然ルニ俗儒権利ト権力トヲ以テ本來全ク相反スルモノトナシ、権利ハ造化授与スル所ノ正物ニシテ権力ハ人世ニ生産スル所ノ惡物ナリトスルカ如キハ、本末ヲ誤レルノ甚タシキモノナリト云ヘリ。余ハ悉ク此論ヲ信スルニアラサレトモ、是亦全ク天賦人権ヲ非トスルモノニシテ頗ル卓見トスヘシ。同氏ハ大ニ進化主義ヲ取り吾人ノ権利モ亦必ス競争淘汰ニ由テ進化スルモノナルノ理ヲ發見シテ権利競争ト題セル書ヲモ著セシカ、其論スル所最モ実理ニ合スルモノト思ハルルナリ。⁽⁷⁾」

伊埃林（イエーリング）の「権利の眼目を論シタル書」とは、直接には一八七七年刊の『法における目的』第一巻のことである。権利は権力より派生したとするイエーリングの見解は、正なる権利と悪なる権力を対立的に捉え

る天賦人権説とはまったく相いれないものであった。とはいえ、加藤の言明はイエーリングの権利＝権力説に全面的には依拠しないかのようであり、たしかに『人権新説』の第二章や第三章をみても、イエーリングの影響は、「権利の進歩」つまり進化論的権利論の一般的な叙述に隠れて必ずしも明瞭ではない。

しかしながら、加藤の目はイエーリングのもう一つの著作にも向けられている。すなわち、「権利競争ト題セル書」が、進化論を踏まえたイエーリング独自の権利論であることを、鋭く見抜いているのである。これが『権利のための闘争』（一八七七年）を指すことはいうまでもない。加藤の『人権新説』はまずは『法における目的に着目したが、『強者の権利の競争』のほうは、標題からいっても、『権利のための闘争』の圧倒的な影響を受けているにちがいない。

いうなれば、法の目的たる平和から手段としての闘争への深化、これが加藤自身の権利論の進化となつたわけだが、それはイエーリングとの関係なしに論じることは不可能である。次節では、『権利のための闘争』と加藤弘之の思想的関わりに遡つてみたい。いったい彼は、この書物について、どのようにして出会つたのだろうか。ひとつのが仮説を提示してみよう。

二 権利と闘争

『権利のための闘争』をめぐる加藤とイエーリングの関わりを探るために、まずは明治前期にかぎった簡単な年表を作成することから始めよう。一見無関係なことがらが含まれているようではあるが、ここにはきわめて興味深い思想史的出来事が隠れている。

明治

一五（一八七二） イエーリング『権利のための闘争』

一〇（一八七七） イエーリング『法における目的』第一巻

一四（一八八一） 加藤『眞政大意』『国体新論』絶版広告

独逸学協会設立

一五（一八八二） 加藤『人權新説』

一九（一八八六） 西周訳『権利争闘論』（イエーリング）

磯部四郎訳『法理原論』（イエーリング）

二六（一八九三） 加藤『強者の権利の競争』ドイツ語版（東京）

同書日本語版

二七（一八九四） 同書ドイツ語版（ベルリン）

宇都宮五郎訳『権利競争論』（イエーリング）

イエーリング『権利のための闘争』の初版は一八七二年に出版されたが、加藤弘之が『人權新説』を書くにあたって参考したのは、七年刊行の第五版である。イエーリングの『法における目的』第一巻も同年に出ていた。加藤がいつからイエーリングを読むようになったかはわからない。だが『人權新説』や先に掲げた「転向」をめぐる弁明によれば、彼は明治一二年から一四年にかけて天賦人權論批判の立場を鮮明にしており⁽³⁾、このころイエーリングの著書に接したと推測することができる。当時はまだ日本語訳がなかつたし、加藤はドイツ語の達人であつた

のだから、もちろん原書にあたってその権利＝権力論を紹介している。そしてこれを織り込んだ『人権新説』は一五年に公刊された。

また同じ明治一五年に、西周が『権利のための闘争』の翻訳をおこなっている。これは原書の第四版にもとづくものだが、彼はほぼ六割方を訳したところで中断した。しかしながら、別のところで詳しく述べたように、一九年になつて西は「甘寝斎主人」名でその訳稿を『独逸学協会雑誌』に発表した。これが『権利のための闘争』の本邦初訳である。

西周と加藤弘之は著書調所以来の友人であり、明六社の同人であり、ともに独逸学協会の設立委員であった。明治六年創立の明六社はイギリスやフランス流の啓蒙思想家たちの結社であったが、一四年に発足した独逸学協会は当然ながらドイツ学の普及を目的としていた。やがて西は協会学校の初代校長に、加藤は第三代校長に就任する。天賦人権説から権利＝権力説への加藤弘之の「転向」は、明六社から独逸学協会への組織的展開としてもあったわけで、その基本的立場は西周の共有するところでもあった。

『権利のための闘争』をめぐって、西と加藤のあいだで具体的な交渉があつたとの確たる証拠はない。しかし両人の密接な関係からして、イエーリングの権利論が話題にならなかつたはずはない。おそらくはその時期は独逸学協会設立の前後である。版こそ異なるものの、彼らはそれぞれ『権利のための闘争』の原書を入手して、明治一五年のほぼ同時期に西は翻訳を開始し、加藤は『人権新説』を書いた。さらに加藤は二六年に『強者の権利の競争』を公けにしている。西はイエーリングの翻訳に留まつたが、加藤はそれを自説のうちに攝取して、『権利のための闘争』の権利論を継承したのである。たとえ意図せざる結果であつたとしても、我が国へのイエーリング紹介に際して、西の翻訳と加藤の著述はみごとな連携を示している。

さて『権利のための闘争』の最も有名な文章は、「権利の目的は平和であり、そのための手段は闘争である」という冒頭の一節である。だが西や加藤が読んだ第四版ないし第五版では、このモットーは第一段落の終わり近くに素々気なく登場するにすぎない。もともと冒頭に掲げられていたのは、実は次の文章である。甘寢齋主人こと西周の訳文によつて紹介する。

「権利ノ理会ハ実行上ノ理会ニシテ即目的ヲ表スルノ理会ハ其性質ニ於テ各ニ様ノ形状ヲ有スル者ニシテ此理会ノ中ニハ目的ト方便トノ相対スル者ヲ含メリ権利トハ之レヲ以テ唯目的ヲ名称スルニ足ルノミニ非ラスシテ同時ニ依リテ以テ達スルコトヲ得ヘキ方便ニ関係セサルヲ得ス」⁽¹⁰⁾

さすがに古めかしい表現ではあるものの、要するに、「権利」の理会つまり概念把握のためには、目的のみならず手段（方便）も含まれるというのである。わざわざいいう以上は、権利の目的そのものというより、権利獲得の手段のほうに力点が置かれているとみるべきだろう。実際イエーリングは、権利の目的たる平和（Friede）よりは、これを達成するための手段たる闘争（Kampf）のほうに着目している。『権利のための闘争』は、そもそも法学的な権利論というよりは政治学的な闘争論なのである。

そもそも権利とはなにか。よく指摘される」とだが、イエーリングは“Recht”概念に主観的と客観的の二重の意味を擔わせている。そして主観的な Recht とは主体的権利であり、客観的な Recht とは制度的法のことであるけれども、この各々に手段と目的を振り分ける」とも可能である。ただしの場合、「権利」のための闘争は「法」のための闘争として読まれることになる。どうしても客観的制度たる「法」に引きずられるからだ。しかし

『法における目的』ならともかく、少なくもど『権利のための闘争』について論じるかぎりでは、イエーリングはこのいわばヘーゲル的理解を拒絶せざるをえないのではないか。ヘーゲルによれば権利は抽象的な法にはならないが、イエーリングのいう権利とはもつと具体的で生々しい。そして権利の生々しさはもつばら闘争に由来する。『権利のための闘争』はまずは「権利」のための闘争であつて、ただちに「法」のための闘争ではない。⁽¹²⁾

しかしながら、イエーリングにとって権利と闘争とはほとんど同義語である。もつといえ、「権利」は「闘争」に還元されてしまつていて。しかも、彼のいう闘争とは文字どおりの戦いであって単なる比喩ではなく、まして良き権利者的心構えなどではない。その証拠に『権利のための闘争』の主人公は、法廷の内であれ外であれ、生命を賭けて戦う二人の人物である。すなわち、一人はヴェニスの商人シャイロック、もう一人は義賊ミヒヤエル・コールハース。結局イエーリングの描いたのは、彼らによる権利をめぐる闘争の物語ではなかつたか。

二つの物語のうち、シャイロックの事例はよく知られている。いまでもなく、シェイクスピアの『ヴェニスの商人』法廷の場、人肉裁判として知られる場面である。『権利のための闘争』の中心的部分といつていい。これも西周訳から引用しておく。

「是惡ヲ惡ミ報復ヲ思フノ意ニシテ安敦尼ノ腹ニ就テ一片肉ヲ切り去ラント思祿ヲ裁判所ニ遣ハシタル者是ニシテ詩家思祿ノ自説トナセル言ハ其唇上ヨリ發シタルモ他人ノ唇ヨリ發スルモ同シク真ナリトス是傷害ヲ受ケタル権利情操ニ於テハ処ヲ撰ハス時ヲ撰ハス必言句ニ發スルノ辞ニシテ権利ハ権利タラサルコトヲ得サルノ心証ノ搖ス可ラサルノ力ナリトス」⁽¹³⁾

憎悪や復讐という動機にもとづこうと、安敦尼（アントーニオ）の身体から一ポンドの肉を切り取るという契約であろうと、思穂（シャイロック）の主張はまったく正しい。それは利己的主張にみえて、客観的には法の要求に合致しているからである。西の訳文は難解だが、イエーリングの立場は明快である。彼はこれにつづけて、シェイクスピアの原文からシャイロックの台詞「私は法律を要求します」(Ich ford're das Gesetz.) を紹介する。このわずか四語からなる台詞こそ、利己的な利益と国家の法律、つまりは主観的権利と客観的法の関係を、いかなる法学者もおよばないほど的確に言い当てている。⁽¹⁴⁾ イエーリングはこのように述べて、シャイロックを『権利のための闘争』の第一の英雄に仕立てている。

ところで、西周の翻訳は先の引用個所で終わっており、「私は法律を要求します」という肝腎の部分には到達していない。中断そのものはまったくの偶然であろう。西は政府の要人であつたのだから、翻訳を止めざるをえない事情などいくらでもあつたはずである。だが政府の中枢にいる者として、「私は法律を要求します」のような過激な主張をすんなり受け入れるわけにはいかなかつただろう。西が翻訳に従事した明治一五年は、自由民権運動と政府の懷柔策とがせめぎ合つっていた時期である。イエーリングは天賦人権主義者ではないものの、しかし「権利争闘論」とはいかにも民権家の喜びそうな標題ではあった。政府の側からすれば、ユダヤ人シャイロックと自由民権論者とが二重写しにみえた可能性すらある。

西が翻訳を中途で止め訳稿を籠底に納めた本当の理由はわからない。だがそれが意図的なものではなかつたとしても、西周による翻訳の中止は加藤弘之の絶版広告を連想させずにはおかない。ともに『権利のための闘争』の解釈に深く関わっているからである。もちろん、西の場合、シャイロックのあまりにも利己的な主張を前にして、それ以上の説述をためらつたふしがある。これに對して加藤は、シャイロックを突き抜けて、イエーリングの権利¹¹

権力論にさらに踏み込んでいった。その先にあるのは、『権利のための闘争』のもう一人の英雄ミヒヤエル・コールハースである。

コールハースはシャイロックほどには知られていないので、イエーリング自身による紹介を掲げておこう。念のために加藤の参照した第五版から訳出する。

「シャイロックの人物像は、文学上のみならず歴史上の存在でもあるミヒヤエル・コールハースというもう一人の人物を想起させる。それはハインリッヒ・フォン・クライストが同名の小説において感動的な真実とともに描き出したものである。シャイロックは打ちひしがれてそこから立ち去つたのであり、彼の力は尽きて、抵抗することなく判決に従つた。だがミヒヤエル・コールハースはちがつた。きわめて卑劣な仕方で侮辱されたおのれの権利を取り戻すためのあらゆる手段が尽きたあと、すなわち、罪深い領主裁判劇が彼に法的手段を封じ、司法がその最高の代理人たる領主にいたるまで不法の側に立つていることが明らかになつたあとで、彼を襲つたのは加えられた非道についての果てしない痛みの感情であつた。⁽¹⁵⁾」

コールハースは実直な馬商人であったが、貴族に馬を騙し取られたことをきっかけに盜賊となつて復讐の鬼と化し、最後は処刑台の露と消える。イエーリングはクリエイティブな小説をもとに、この悲劇を権利主張にとっての恰好の事例として取り上げる。シャイロックの主張も過激であったが、コールハースはそれ以上に過激である。シャイロックは欺瞞的な裁判に従つたが、コールハースは裁判に対しても文字どおり生命や財産のすべてを賭けて復讐した。そのためには肉一ポンドどころか、殺人や放火さえも辞さなかつた。彼はいう。「私に対して法律の保護を拒

む者は、私を荒野の野獸のもとに追いやることになる。その者は私に自衛のための棍棒を手渡すことになるのだ」と。⁽¹⁶⁾

イエーリングの『権利のための闘争』は、シャイロックとコールハースの闘争の物語である。そこで権利とはとりあえずはきわめて利己的な主張であり、法の女神から剣を奪つてまで戦い取るべき個人的な利益である。この危険な書物を西周と加藤弘之は読んだ。二人とも政府の中枢におり、自由民権運動には批判的であった。西はシャイロックの物語のところで翻訳を中断したが、加藤はおそらくコールハースの戦いをも念頭に入れて、みずから『強者の権利の競争』を書いた。『強者の権利の競争』は『権利のための闘争』のいわば加藤版であり、優勝劣敗の法則をより貫徹させた書物なのである。

イエーリングの「強者の権利」を、加藤は「強者の権利」として受けとめた。加藤弘之は、イエーリングによってイエーリングを越えようとした。

三 強者の権利

加藤弘之の『強者の権利の競争』は、明治二六（一八九三）年に公刊された。奇しくもイエーリングの死の翌年のことである。すでに述べたように、この書物はまずドイツ語版が出版され、次いでただちに日本語版が登場した。すなわち、加藤は同年五月に “Der Kampf ums Recht des Stärkeren und seine Entwicklung” を東京で非売品のかたちで発表し、十一月に哲学書院から『強者の権利の競争』を公にした。そして翌二七（一八九四）年に、あらためてベルリンのフリートレンダー・ウント・ゾーン社からドイツ語版を刊行したのである。

要するに『強者の権利の競争』は、一つのドイツ語版と一つの日本語版の計三種が相次いで出版されたことになる。田畠忍はこの一々につき版型や内容の若干の相違を指摘している。⁽¹⁸⁾ 以下では日本語版をもとに論じるが、必要に応じて東京で印刷された非売品の「ドイツ語版」⁽¹⁹⁾を参照することとする。

まず『強者の権利の競争』の日本語版序論において、加藤弘之は、天賦人権主義ないし権利＝正義説を批判し、みずからは権利＝権力説に立つことをあらためて宣言している。彼にとって、権利とは天から授けられたものでも絶対的な正義でもない。そうではなく、権利は権力に由来し、権力はへ強者の権利／にほかならないのである。このように述べたうえで、加藤はみずからの著作の位置づけを試みる。

「余カ此書ヲ著スハ即チ前述ノ理由ヲ詳明スルノ意ニ出ルモノニシテ殊ニ独逸国有名ノ史学家へるわるど氏ノ開化史ニ論述セル強者ノ権利ノ主義ヲ取ルモノ多シ并ニぐむぶろるッフ あいりんぐ

志エふれ及ヒすべんせる等其他諸顧学ノ説ヲ取ルモノ亦少カラス而シテ余ハ此著述ニツキ空漢タル理論ハ務メテ之ヲ排斥シ専ラ吾人社会發達ノ事蹟ニ徵証シテ之ヲ論弁セリ故ニ余ハ自ラ此書ヲ社会学的法理学ニ属スルモノト称セント欲ス」⁽²⁰⁾

ここにみるかぎり、加藤が『強者の権利の競争』を書くにあたって参考したのは、ヘルワルド（Hellwald）、ぐむぶろるッフ（Gumplovitz）、エーリング（Jhering）、志エラ（Schäffle）、すべんせ（Spencer）の著作であり、とくにヘルワルドの『開化史』に触発されたことが示唆されている。つまり、『人権新説』においてと同様に、『強者の権利の競争』の場合も、格別イエーリングからの影響は強調されていない。むしろ加藤は、「社会学的

法理学」(soziologische Rechtsphilosophie)という独自の立場を前面に打ち出しているようにみえる。

だが『強者の権利の競争』を『人権新説』の延長線上に位置づけ、両著をなによりも天賦人権説の反駁書として読むとき、はたしてイニーリングの影響はヘルヴァルトやグンプロヴィッツなどのあいだに埋没してしまう程度のものだったのかという疑問が生じる。加藤のいう社会学的法理学の試みを実証するためにも、まずはイニーリングの視点から『強者の権利の競争』を読み解いておきたい。

『強者の権利の競争』の本文は、次の一〇章からなっている。

- 第一章 天賦人権
- 第二章 強者ノ権利
- 第三章 強者ノ権利ト自由権ト同一ナルコト并ニ強者ノ権利ト真誠ノ（法定的ノ）権利トノ関係
- 第四章 人類界ニ於ケル強者ノ権利ノ競争ニ付テノ汎論
- 第五章 治者ト被治者ノ間ニ起ル所ノ強者ノ権利ノ競争及ビ此権利ノ進歩発達
- 第六章 承前
- 第七章 上等族ト下等族ノ間ニ起ル所ノ権利ノ競争及ビ此権利ノ進歩発達
- 第八章 自由民ト不自由民トノ間ニ起ル所ノ強者ノ権利ノ競争及ビ此権利ノ進歩発達
- 第九章 男子ト女子トノ間ニ起ル所ノ強者ノ権利ノ競争及ビ此権利ノ進歩発達
- 第十章 各国相互ノ間ニ起ル所ノ強者ノ権利ノ競争及ビ此権利ノ進歩発達

以上の構成から明らかなように、第一章から第四章までが総論的記述で、第五章から第十章までが各論的記述である。加藤は、まず総論で天賦人権説に対する強者の権利説の優位を説き、ついで各論では支配者と被支配者、上層階級と下層階級、自由民と非自由民、男性と女性、国家と国家のそれぞれについて、強者の権利の競争の在りようを歴史的に叙述する。

そのなかでイエーリングの名前が最初に現われるのは第二章である。加藤はイエーリングを、なによりも強者の権利説の提唱者として紹介する。

「ゑいりんぐモ亦強者ノ権利ヲ是認セリ其大意ニ曰ク凡ソ吾人カ得有スル所ノ権利ハ一モ其源ヲ權力ニ發セサルモノハアラサルナリ故ニ其因テ起レル所ヲ探究スレハ悉ク暴力タルヲ免レサルモノナリ然ルニ文明国ニアリテハ其暴力ノ痕跡既ニ絶ヘタルカ故ニ吾人ノ祖先カ暴力ノ競争ニ於テ汗ト血トヲ以テ得タル所ノ権利ヲ誤テ全ク神ヨリ賦与セラレタルモノ、如ク考フルニ至リタルナリ」ト又曰ク強者カ其力ヲ以テ弱者ヲ倒スハ是レ動物界ノ有様ナリ但シ吾人モ亦其本源ニ遡レハ全ク動物的ノ生存ヲナセシコト敢テ疑フヘカラスト雖独リ吾人ハ此ノ如キ鄙野ナル有様ニ於テ止マラスシテ能ク漸次ノ進歩發達ヲ遂クルコトヲ得タルナリ」ト又同氏ノ説ニ拠レハ吾人ノ権利ナルモノハ古来社会ノ優強者カ自己ノ権力ヲ妄ニ拡張セントシテ其事却テ自己ニ不利ナルヲ悟リシカハ已ムコトヲ得ス自ラ自己ノ権力ノ制限ヲナセシヨリ茲ニ始メテ吾人ノ権利ナルモノカ生シタルコトナレハ権利ト權力トハ本来決シテ氷炭相容レサルモノニアラス却テ権利ハ全ク權力ヨリ生シタルモノナリト云ヘ^(註)リ」

加藤は日本語版では「ゑいりんぐ」つまりイエーリングの大意というだけで、その出典を詳らかにしていない。

だがドイツ語版の該当箇所によれば、これは『ローマ法の精神』と『法における目的』からの引用であることがわかる。日本語版では「大意」であるが、ドイツ語版では加藤はイエーリングの原文をそのまま引用している。

ここで加藤が掲げるイエーリングの見解は、三つに分けることができる。そのうち、「凡ソ吾人カ得有スル所ノ権利ハ一モ其源ヲ権力ニ發セサルモノハアラサルナリ」云々の部分であるが、これは『ローマ法の精神』第一部の次の文章に依拠している。参考までに訳出する。

「個々人の活動力に由来することなく、その起源が肉体的力という暗い背景に解消されることもない権利など、いったいどこにあつただろうか。だが多くの民族においては、かの活動力の時代、権利の暴力的形成の時代は、国民の記憶から完全に失われてしまつた。彼らの伝統は、腕力をもつて権利の世界を基礎づけた民族の祖先たちにつき、もはや語るべきなものも知らない。かえつて、権利を人間に賦与したり捷として課したりした神々や神の僕たちについて知るのみである。権利の起源に付着した人間の汗と血は、神的生成の栄光によって覆われてしまつた。⁽²²⁾」

イエーリングによれば、権利は人間の汗と血の成果であるにもかかわらず、いつしか神が賦与したものとされ、権利の背景の暴力性が見失われてしまつたという。けれども、「汗と血」による権利の獲得、加藤が同調するのもまさにこの点なのである。

加藤はこれにつづけて『法における目的』第一巻からも、イエーリングの次の文章を引いている。「強者カ其力ヲ以テ弱者ヲ倒スハ是レ動物界ノ有様ナリ」云々の部分である。煩をいとわず、同様に原文から翻訳してみよう。

「弱者の犠牲に立つての強者の生活、強者との衝突における弱者の壊滅、これが動物界における共同生活の実態であり、——最強者や最有力者の傍らで最弱者や最貧者にも保証された生存、これが人間界における共同生活の実態である。もつとも、人間には歴史的にみて動物と異なった出発点があったわけではない。ただ自然が人間を演出することにより、人間は歴史の流れのなかでそうした段階にまでみずからを高めえたし、また高めざるをえなかつたのである。世界史という演劇が百度も千度もくりかえされたとしても、人間性は何度でも同一の地点に到達することだろう。すなわち、我々が現在それを権利のもとに見出す地点に。——人間は共同の生活が可能となる状態以外には、なにも造りえないからである。⁽²³⁾」

さて、第三の「権利ト権力トハ本来決シテ氷炭相容レサルモノニアラス」に関わる部分であるが、これは直接の引用ではなく、おそらく加藤による要約だと思われる。したがってイエーリングの原書で同定することは容易ではない。とりあえず、ドイツ語版の翻訳を示しておく。

「イエーリングが詳述するところによれば、権利は暴力の制限や緩和からのみ発生するのだが、これは強者がおのれ自身の利益のため弱者に対して実行するものにすぎない。したがって、暴力と権利とは、一方が悪神アーリマンで他方が善神オルムズドといった、二つの敵対する力ではないのである。⁽²⁴⁾」

加藤はこれも『法における目的』にもとづくものとしているが、少なくとも第四版にはぴたり符合する個所はない。ただえていえば「自己制限」という仕方による、権利の暴力からの発生形式は、単に歴史的な興味のみなら

ず、すぐれて法哲学的な興味をも抱かせる⁽²⁵⁾」の部分に対応すると推測することができる。ただし、権利と暴力の関係をゾロアスター教の善惡二元論的関係にあらずとするあたりは、イエーリングの原文にはみあたらない。

これまで『強者の権利の競争』の第二章について原書との比較をおこなつてきたが、この限定された視角からしても、イエーリングと加藤の異同を認めることができる。両者の重なる点は、いうまでもなく「権利のための闘争」という歴史哲学である。では微妙に異なる点はなにか。それは加藤の進化論とイエーリングの利己主義の違いであろう。総じていえば、加藤は強者と弱者の生存競争の必然性を強調するが、これに対してイエーリングは、個人の利益に結びつくかぎりで、競争の制限や緩和が自主的になされるとしている。加藤にはいまだ利己主義の積極的な効用が理解できていない、ということだろうか。

権利を善、権力を悪として、両者を「氷炭相容レサルモノ」とする見解は、第三章においても批判されている。日本語版にはないが、ドイツ語版の該当箇所では、加藤はイエーリングを援用して二元論的な誤謬を指摘するのである⁽²⁶⁾。

ただし、加藤の権利＝権力説は、利己的個人の利益ではなく、あくまでも権利と権力（暴力）の不可分にこだわることで、イエーリングより過激な権利闘争論となつていて、同じく第三章からイエーリング批判の箇所を紹介する。念のため、はじめに日本語版を掲げ、次にドイツ語版の対応部分を示す。

「ゑいりんぐモ亦権力ノ制限セラレテ公正トナリタルモノヲ以テ権利トナセリ同氏曰ク凡ソ吾人ノ競争ニ於テ強者カ己独リ権力ヲ恣ニシテ弱者ヲ圧スルトキハ決シテ自己ノ利益トナラサルヲ悟リテ好テ自己ノ権力ヲ限制シテ弱者ヲシテ強者ト共ニ生存スルヲ得セシムルニ至リタルカ故ニ是ニ於テ強者ノ強暴ナル権力ハ遂ニ公正ナル性質

ヲ得テ権利トナルニ至レリ故ニ権利ハ元來権力ト異ナル所ノモノニアラス唯其強暴ナル性質ヲ去リテ公正ナル性質ヲ得タルノミナリ」ト此碩学ノ説モ亦大ニ謬レリト云ハサルヲ得サルナリ但シ余ハ今故ラニ之ヲ弁駁スルノ要アラサルヘシト思考ス何トナレバ余カ屢次述ヘタル如ク凡ソ強大ニシテ到底抗抵スヘカラサル権力カ遂ニ認許セラレタルトキハ乃チ変シテ正当ノ権利トナルモノニシテ其公正ト否トノ如キハ権利非権利ノ問題外ニ属スレハナリ⁽²⁾」

「イギーリングもまた、彼の表現にみられるようだ、権利をして制限された正当な暴力と捉えている。『闘争の結果としての権利は、弱者をみずからに生存せしむ』ことが有力者の固有の利益に合致する、という有力者の認識であり、——固有の利害における暴力の自己制限である。』『権利とは、私の眼のなかでは、固有の利益ないし限度の必然性を自覚するようになつた暴力にすぎない。したがつて暴力の在りようへ応じた多様なものではなく、暴力の唯一の現象形式なのである。秩序に結びついているがゆえに正しく正当であり、したがつて手なづけられた暴力は、激情や一時の利益によって規定されたがゆえに粗野で生まのおまであり、したがつて無秩序な暴力とは対立するものである。』」⁽³⁾この偉大な法哲学者の誤謬がみられるところとは、ただちに明らかである。といふのも、くりかえし言及されたい」とから明瞭なのは、眞の意味での権利とは、是認され正統化された強者の権利にほかならないからである。それはもはや疑いようのないものであり、したがつて正しく正当な暴力でも、粗野で生まの暴力でもなし。⁽⁴⁾」

イギーリングは「正しく正しい暴力」(die rechte,richtige Gewalt) より「粗野で生まの暴力」(die wilde,rohe

Gewalt) を区別し、前者のみを「権利」と考える。しかしながら、これは加藤の立場からすれば明らかに誤謬である。なぜならば、加藤たとての権利とは、「是認され正統化された強者の権利」(das anerkannte und legitimierte Stärkerrecht) 以外のなものでもないからである。イエーリングは自己的個人の利益によって暴力に正当性を与えたが、加藤はあくまでも生存競争の結果にこだわる。ということは、「権利のための闘争」に忠実なのは、加藤であつてイエーリングではないことになる。『強者の権利の競争』の第四章以下に、もはやイエーリングの名前が登場する」とはない。

四 権利と法の進化論

第一節において年表のかたちで示したように、明治一四（一八八二）年の独逸学協会の設立以後、西周による『権利のための闘争』の翻訳を契機として、わが国にイエーリングの法思想が導入されはじめた。加藤弘之についていえば、明治一五年の『人権新説』の同二六年の『強者の権利の競争』を、イエーリングとの思想的格闘の成果として挙げることができる。このことは、権利論の枠組みのなかで前節までに確認してきた。

しかしながら、加藤がイエーリングの権利論の単なる祖述者であったというのではない。『強者の権利の競争』のなかにすでにイエーリング批判がみられることも、あらかじめ指摘しておいたとおりである。加藤の権利論の独自性をめぐっては議論の余地もあるが、これこそ彼自身のくりかえし弁明するところでもあつた。

『強者の権利の競争』はドイツ語で書かれたことであつて、ドイツ本国の学界からも注目を浴びた。ベルリンやケルンの新聞にも記事が載つたし、グラーツ大学のグンプロヴィッツはドイツの雑誌に書評を寄せた。だがそれら

の趣旨は概して好意的とはいえ、多くは加藤の創見を否定するものであった。たとえばフランクフルトの『アルゲマイネ・ツァイトゥング』紙は、次のような文章を載せている。『加藤弘之講演全集』に収められた日本語訳によつて紹介する。

「若し著者にして日本人ならざりしならば、吾人は権利学の一現象として、該書を此に論評するの機会を有せざりしならん。何となれば、此書に論ずる所の問題は、権利学及び権利哲学上甚だ価値の少きが上に、從来出版せる書物の中に既に説き尽したればなり。又、此書を一読する時は、此言の不当にあらざるを知らん。蓋し此書、著者の創見と思はるゝ所なく、且つ権利と権力との関係を論ぜる独乙学者の著書より引用せる文章非常に多きを以てなり。⁽²⁸⁾」

こうした論調に対し、もちろん加藤は反論を試みた。「先哲未言」と題する論文がそれである。その趣旨は、①権利とは強者の権利、つまり認許された権力にはかならないこと、②愛の徳は人類の進化に不利なる場合があること、③国際関係には道徳は存在しないこと、の三点にわたつてゐる。加藤によれば、この三つの論点は「先哲の未だ言はざる所」であり、彼の独自の主張に属するものである。加藤はこれらの論点の一一について根拠を挙げつゝ弁明している。だがここでは第一の点にのみ着目しよう。

実は『強者の権利の競争』の論評記事のなかには、イエーリングについての直接の言及はまったくみあたらぬ。表題の“Der Kampf ums Recht des Stärkeren”は容易に“Der Kampf ums Recht”を想起させるはずなのだが、これはいかにも理解しがたい。したがつて、右の記事も「権利と権力との関係を論ぜる独乙学者」が誰で

あるかは明示していない。またこれを受けて加藤のいう「先哲」も、必ずしも特定の人物を指しているわけでもない。

それを承知のうえで、「先哲未言」から主張の第一点に関わる個所を引いてみよう。ここにイエーリングの名前が現われるからである。

「近世の碩学エーリング氏の如きは、先哲未発の卓見多きにも拘はらず、権力、権利の論に至りては猶多少前述の如き謬見を免れざるなり。エーリング氏の説に拠れば、社会の強者が恣に弱者を圧倒するときは、却て自己の不利益となること多きを知りて、自己の利益を得んとするの目的より自己の粗野暴猛なる権力を限制するに至れば、其粗野暴猛なる権力は遂に変じて高尚優良なる権力となるものにして、此高尚優良なる権力は即ち権利と称すべきものなり。故に権利なるものは全く権力より生じたれども、権力は粗野暴猛なる性質を具るものなるに、此権力の限制せられて権利となるに至りては、遂に全く高尚優良なる性質となるなりと云ふ。⁽³⁰⁾」

社会的強者の粗野暴猛なる権力が、強者の自主規制によつて高尚優良なる権力に変質する、換言すれば、暴力が△権利▽に昇華する、これがイエーリングの権利＝権力説であった。ここにはなお、暴力（権力）は悪で権利は善であるという、無前提的な二元論が支配している。ところが加藤は、強者の暴力（権力）が社会的に許容されば、それは善惡を問うまでもなく、そのまま△権利▽と呼ばれるべきだと主張する。これが加藤の権利＝権力説である。いずれにせよ社会的認知が必要条件なのだから、両者のあいだには実質においてさほどの相違はないと思うけれども、あえていえば、自然法的な正義論を排除するかぎりで、加藤のほうがより徹底した進化論であるとする

いことができる。

そもそも加藤弘之の権利論は、天賦人権説を批判しこれに進化論的権利説を対置するという目的をもつていた。天賦人権説のいう天がキリスト教的自然法だとすれば、「優勝劣敗是天理」というときの天はもっぱら生物学的な自然法則であった。また、天賦人権説が自由民権運動の思想的支えであったとすれば、たしかに加藤の権利論は政府中枢の国権主義的立場からのものであった。

だがこうしたこと、見かけほどには決定的な対立でないのかもしれない。加藤のいうのは、人間界にも「生存競争」(der Kampf ums Dasein)が必然であること、闘争(競争)である以上は強い者が勝つのであつて正しい者が勝つのではないこと、その結果、強者の力が権利と呼ばれる(das Recht des Stärkeren)など、このような冷然たる事実にすぎないからである。すなわち、民権と国権の対立も民権側が勝利すれば民権が国権となるのであつて、いすれに正義という名が付されるかは闘争の結果しだいともいえる。加藤の進化論は、この意味で革命の論理である。彼の権利論は、法の論理というよりは、すぐれて政治の論理であった。逆説的ながら、加藤の転向さえも、実は民権派に革命的暴力の行使を迫る政治的行動であったかもしれないではないか。もつとも、当時の民権派に革命を本気で担うる基盤があつたかどうかは別問題であるが。

それはともかく、加藤弘之の政治学的進化論は、『人権新説』と『強者の権利の競争』の公表をもつて終わったわけではない。田畠忍も指摘するように、「晩年の四部作」、すなわち、『道徳法律之進歩』(明治二七／一八九四年)、『道徳法律進化の理』(明治三三／一九〇〇年)、『自然界の矛盾と進化』(明治三九／一九〇六年)、『自然と倫理』(大正元／一九一二年)は、いすれも「最大の主著『強者の権利の競争』の各論または応用論または発展的補遺としての意味をもつてゐる」とすることができる。⁽²⁾これらの著書の具体的検討はここではしないが、その代わり

別の観点から加藤的「法理学」の継承問題をみておきたい。

加藤弘之が導入した進化論は、法学の領域においては、穂積陳重と牧野英一によって継承された。穂積の法律進化論と牧野の刑法進化論である。⁽²²⁾

穂積陳重はほかならぬ加藤弘之によつて、留学中のドイツから呼び戻された。明治一四年のことである。これ以降草創期の帝国大学において、大学綜理加藤弘之と法科大学学長穂積陳重とは協力してドイツ政治学ないし法学の組織的導入に尽力することとなる。もつとも、彼らのドイツ法学（政治学）とは多分に歴史法学の影響を受けたものであり、その背景にあつたのは進化論的な法哲学である。加藤が『強者の権利の競争』を「社会学的法理学」と位置づけたことはすでに述べたが、これに先立ち穂積もまたみずからの講座を「法理学」と名づけた。⁽²³⁾こゝにいう法理学はイギリス流の分析法学ではなく、むしろドイツ的な歴史法学と解すべきである。

しかしながら、みずから歴史法学に大きく影響されながら、穂積自身は加藤を必ずしも歴史法学の徒とはみていない。穂積にとって加藤は典型的な進化論者であったが、その進化論は歴史法学には直結しないのである。穂積は『強者の権利の競争』につき、次のように言及している。

「進化論に基きて最も熱心に強力説を唱ふる者を加藤弘之博士とす。博士は『凡そ万種の生物は遺伝と應化とによりて其心身の資質を得有するものなるに、其遺伝と應化とは各個の生物に於て相同じからざるが故に、隨て心身の資質の異同を生ずることは固より当然のこと』云ふべし。（中略）凡そ生物が其心身の資質に於て異同あるときは、隨て又心身の強弱優劣を生ぜざるべからざるは甚だ賭易き道理にして、且つ其結果たるや、生物界に於て常に強者の権利の競争起りて、心身の優強なるものが劣弱なるものを打倒すに至るは、決して免るべからざること

となり』と云ひ、強者の権利は、『一定不変の天則に出るもの』にして、『野蛮未開の人民にありては、強者の権利は専ら粗暴猛惡の権力となりて發現し、文明開化の社会にありては、之に反して専ら高尚雄大なる権力となりて發現す』⁽²⁵⁾と云へり。』

穂積は加藤の権利論を「強力説」と呼んで、自身の「原力論」のなかに組み込む。「原力論」は、「法律なる統制力は如何にして發生するものであるか」の論究であつて、『法律進化論』第一部法原論の下巻に予定された原稿であつた。⁽²⁶⁾『法律進化論』の壮大な構想は、穂積の死により未完に終わつたけれども、それは『強者の権利の競争』を踏まえて、加藤の政治学的進化論をも包括する企てであつたのはなかろうか。そもそも、『法律進化論』の第一行は、「法は力である。法は社会力である」という文章で始まっているのである。⁽²⁷⁾

加藤弘之のイエーリング批判があつたためか、穂積陳重はイエーリングをあまり積極的に論じていかない。しかし、牧野英一はちがう。牧野は穂積の弟子として、師の「法律進化論」の構想と「法理学」なる用語を受け継いだ。だが牧野は、穂積とは異なつて、イエーリング法学の繼承者でもあつた。イエーリングの弟子のリストに教えを受けたことをいうのではない。彼はもつと直接のかたちでイエーリングに学んでいる。

牧野には『急急如律令録』（昭和一四年）、『続急急如律令録』（同一七年）、『第三急急如律令録』（同二四年）という三部作がある。これは様々な法思想家の言葉をめぐって隨筆集として雑誌に連載されたものであるが、回を重ねるにしたがつて、それがイエーリングの言葉によつて満たされていく、というきわめて興味深い書物である。『第三急急如律令録』になると、ついに全編がイエーリング語錄と化し、「イエーリングの言葉」という副題が付けられたほどである。あまり知られていないかもしねないが、牧野はイエーリングを絶えず意識しながら長い学者生

活を送った。

その牧野英一が、イエーリングを援用しつつ、以下のような文章を残している。

「イエーリングは、ローマ法を論ずるに方り、ローマ人がいかに『精力的な主体的な意思』に重きをおいてゐたかを論じてゐる。ローマ人は、法律を神様に帰着せしめてゐない、といふのである。比較法上、法律の起源は、多くの民族において神様に求められてゐるのであるが、ローマ人はさう考へてゐなかつた、といふのである。
ローマ人は、『汗と血』とて、その法律を贏ち得た、といふのである。⁽³⁷⁾」

牧野のこの文章は、『ローマ法の精神』のなかの、「剣をもつてローマ世界は建設された。そして、剣と槍はローマ法の最も古い象徴である」で始まる一節⁽³⁸⁾を冒頭に掲げたうえで書かれている。彼はローマ法の戦闘的な「槍主義」とゲルマン法の牧歌的な「鍼先主義」の対立を、いずれも労働による権利（法）の獲得として総合するのだが、その当否は別として、ここでは「汗と血」という言葉にこだわってみたい。

「汗と血」とは「剣と槍」の言い換えであつて、イエーリングが権利の起源に想定した闘争の象徴である。そして前節で示したように、加藤弘之の『強者の権利の競争』における核心的な概念であった。すなわち、加藤と牧野は、期せずしてイエーリングの同じ言葉に注目し、それぞれの権利論の出発点としているのである。たしかに、加藤はこれを弱肉強食の政治的世界に持ち込み、牧野はいわゆる労働主義、つまり緩やかな意味での社会主義へと展開させた。けれどもこの相違は「社会学的法理学」の範囲内に收めることができたろう。さらにここには、穂積の「法律進化論」も深く関わつてこよう。

加藤弘之はイギリスの『権利のための闘争』に刺激されて、『強者の権利の競争』を著した。その権利＝権力論は、穂積や牧野における権利と法の進化論へと継承されていったのである。

注

- (1) 『加藤弘之講演全集』第四冊、丸善、一九〇〇年、一一一頁。田畠忍『加藤弘之』吉川弘文館、一九五九年、八〇頁以下参照。加藤弘之『経歴談』、日本の名著34、中央公論社、一九七二年、四八九頁、にも同様の記述がある。さらに、長谷川誠也「文学博士加藤弘之君」、「明治十二傑」（太陽臨時増刊、五巻一二号）博文館、一九八九年、七四頁以下参照。
- (2) 吉田廣一『加藤弘之の研究』大原新生社、一九七六年、七六頁。
- (3) 加藤『経歴談』四八九頁。安世舟「加藤弘之」、小松茂夫・田中浩編『日本の国家思想』青木書店、一九八〇年、八五頁参照。
- (4) 同『人権新説』明治文化全集、第二巻、日本評論社、一九二七年、三五七頁。三六一頁も同。
- (5) 同書、三七一頁。
- (6) 同書、三五八頁。
- (7) 同書、三七二頁。vgl., Rudolf von Jhering, *Der Zweck im Recht*, Bd. 1, Nachdruck, hrsg. v. Christian Helfer, Hildesheim/New York, 1970, S. 190. イギリスの『法律目的論』I、和田小次郎訳、『早稻田法学』別冊第一巻、一九三〇年、一五八頁参照。
- (8) 同書、三七一頁、には次の叙述がみられる。「昭治十二年十一月（日ヲ忘レタリ。）東京愛宕下青松寺ニ開キシ講談会並ニ一十三年三月七日東京両国中村橋ニ開キシ講談会ニ於テ始テ天賦人権論ヲ駁スト云ヘル講題ニテ所見ヲ演説シタリ。」
- (9) 堅田「西周訳『権利争闘論』をめぐる」『獨協法学』四一号、一九九五年、1101頁以下。なお、同趣旨のものとして、山口迪彦「西周『學士區今氏権利争闘論』の公刊」『名古屋経済大学企業法研究』六号、一九九四年、一五一頁以下参照。

- (10) 「サトウ今氏権利争闘論」『憲政學協会雑誌』110号、一八八六年、111頁。Vgl., Jhering, *Der Kampf ums Recht*, 4. Aufl., Nachdruck, Darmstadt, 1963, S. I.; 5. Aufl., Nachdruck, hrsg. V. Hermann Klenne, Freiburg/Berlin, 1992, S. 7.
- (11) Jhering, *Der Kampf ums Recht*, 4. Aufl., S. 5.
- (12) ジーハークは「法」を「Recht」と訳すが、これは難問である。だが内容からすれば、ジーハルトの客觀化（実定化）を論じたのだから「法」の哲学であって「権利」の哲学ではない。またイヒーリングはRechtの主體的な獲得を問題にしたのだから「権利」のための闘争であって「法」のための闘争とすべきではない。専介ならば“Zweck im Recht”である。されば一種の制度論であるので、「法」における目的としておく。要するに伝統的な訳し方を再確認したうえで、「法=権利」などいふらうかの訳語は採らないとするのである。ただし、イヒーリングに対するジーハルトの影響についてはあらためて考えてみた。
- (13) 「サトウ今氏権利争闘論」『独逸學協会雑誌』111号、一八八六年、114頁。大久保利謙編『西周全集』第一巻、宗高書房、一九六一年、118~119頁参照。vgl., Jhering, *Der Kampf ums Recht*, 4. Aufl., S. 57f.
- (14) Jhering, a.a.O., S. 58. ジーハルト『権利のための闘争』村上淳一訳、筑波文庫、一九八一年、94頁。
- (15) ders. *Der Kampf ums Recht*, 5. Aufl., S. 66. 『権利のための闘争』村上訳、九七頁参照。
- (16) ebd. S. 66f. 村上訳、九七頁。Heinrich von Kleist, Michael Kohlhaas, Aus einer alten Chronik, Reclam, 1968, S. 47. クライスト『ムヤギル・ノーベルベークの運命——あやむ記録——』柳田次郎訳、筑波文庫、一九四一年、四五頁。ちなみに引用箇所はルターとの対決の場面を出でます。
- (17) ebd., S. 67. 村上訳、九七頁。
- (18) 加藤弘之『強者の権利の競争』復刻版、日本評論社、一九四一年、五三頁以下（田畠忍による解題）参照。
- (19) Kato Hiroyuki, *Der Kampf ums Recht des Starkeren*, Tokyo, 1893. 筆者が参照したのはドイツ語版は、加藤弘之自身から土方茂美氏に贈られたものである。奥付には明治二六年五月六日印刷、同九日発行の非売品である。田本橋兜町の製紙分社の出版である事が記されている。
- (20) 加藤『強者の権利の競争』一一八頁。vgl., Kato, a.a.O., S. II.

- (21) 同書、一五六頁以下。
- (22) Jhering, Geist des römischen Rechts, auf den verschiedenen Stufen seiner Entwicklung, Teil 1, Neudruck, 11.Aufl., Aalen, 1993, S.107. ヘーリング『ローマ法の精神』第一巻 原田慶吉監修訳、有斐閣、一九五〇年、一四八頁以下参照。
- (23) ders., Der Zweck im Recht, Bd.1, S.186f. (加藤は S.246. ベントンが原書との版を用いたかは不明) ヘーリング『法理学』一、一四四頁参照。
- (24) Kato, a.a.0., S.27.
- (25) Jhering, Der Zweck im Recht, Bd.1, S.190. (加藤は a.a.0. S.250ff.) イヒーランク『法理学』一、一四八頁参照。
- (26) 加藤「強者の権利の競争」一七一頁。 Kato, a.a.0., S.44.
- (27) 同書、一七八頁以下。
- (28) Kato, a.a.0., S.51.
- (29) 「加藤博士の著『強者の権利の競争及び其発達』に就て 独国新聞雑誌等の批評」、大久保利謙他監修・上田勝美他編『加藤弘之文書』第三巻、同朋舎、一九九〇年、四五〇頁。
- (30) 加藤「先哲未言」、「加藤弘之文書」第三巻、三〇六頁。
- (31) 田畠、前掲書、一一八頁以下参照。
- (32) 穂積および牧野につけ、堅田「穂積陳重の歴史法学——進化論から文体論へ——」『獨協法学』三三五号、一九九一年、一三三頁以下。 同「牧野英一の法理学——法律進化論から自由法論へ——」『獨協法学』三三八号、一九九四年、三九頁以下参照。
- (33) 穂積陳重『法窓夜話』岩波文庫、一九八〇年、一七四頁以下。
- (34) 穂積「原力論断片」、同『慣習と法律』岩波書店、一九二九年、一五六頁以下。 加藤「強者の権利の競争」一五三頁以下参照。
- (35) 穂積『法律進化論』第一弔、岩波書店、一九一四年、八頁。

(36) 同書、1頁。

(37) 牧野英一「總説如律令錄」日本評論社、一九三九年、111117頁。

(38) Jhering, Der Geist des römischen Rechts, Bd.1., S.109f. イューリング『ローマ法の精神』第一巻、1-211頁参照。

訂正

本誌第四一号掲載の拙論「西周訳『権利争闘論』をめぐる」中、110五頁「また、イューリング研究者の山口廸彦も、日沖および大久保の見解と同様、西訳は出版されなかつたとしたうえで」以下の文章につき、論文公表後、山口廸彦「西周『学士廻令氏権利争闘論』の公刊」(『企業法研究』第六号、名古屋経済大学企業法制研究所、一九九四年二月)の存在に気づいた。そのなかで山口教授はすでに従来の見解を修正され、私と同様の視点から、「学士廻令氏権利争闘論」が『独立学協会雑誌』に連載されたことと、西周訳の全文とともに紹介されております。したがって拙論中、山口教授に言及した部分は拙論公表時点では不適切なものであり、同教授の名前に関わることでもありますので、この旨訂正いたします。なお、このことにつきましては、山口教授御自身、および札幌大学の五十嵐清教授より御指摘を受けました。

堅田 剛